

大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、住民が主体となって高齢者の通いの場を提供する活動を支援するため、大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持による要介護状態となることの予防及び地域の支え合い体制を推進することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「高齢者」とは、大鰐町に住所を有する65歳以上の者をいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の集会所等において、高齢者を対象に運動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、又は定期的な通いの場を提供する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと。
 - (2) 町民が誰でも参加できるものであること。
 - (3) 町内において事業を実施すること。
 - (4) 月2回以上事業を実施し、1回あたりの活動時間が1時間以上であること。
 - (5) 1回あたりの高齢者の利用者数が5人以上、又は高齢者を含む1回あたりの利用者数が10人以上であること。
- 2 前項の規定を満たす場合であっても、補助金を申請する団体（以下「申請団体」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業とはしないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を構成員にもつ団体
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を構成員にもつ団体
 - (3) その他公益を害するおそれのある団体

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表1に基づき算定された額を上限として予算の範囲内で交付する。ただし、年度の途中で事業を開始又は完了した場合は、上限を12で除して得た額に、事業開始年月日が属する月から事業完了年月日が属する月までの月数(以下「活動月数」という。)を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入)を上限とする。

2 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の活動に要する経費のうち、別表2に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 申請団体の構成員が講師を務めた場合の謝礼
- (2) 参加者への参加費、記念品、祝い金
- (3) 申請団体及び参加者の飲食費及び交通費
- (4) 申請団体が使用する車の燃料費
- (5) 車両に係る保険料
- (6) 事業開始年度の3月31日までに支出が完了していない経費
- (7) 他の制度による助成金、補助金等を受けている経費

(交付申請)

第5条 申請団体は、大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 大鰐町地域介護予防活動実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、その旨を大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請団体に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ補助対象事業の変更、中止又は廃止について承認の可否を決定し、大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により交付決定者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、当該事業が完了した日から起算して20日以内に、大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大鰐町地域介護予防活動実績調書（様式第7号）
- (2) 活動実績を確認できる書類
- (3) 収支決算書
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の報告があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 補助金を請求しようとするときは、大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象事業に該当しないとき。
- (3) 補助金を第4条第2項に規定する補助対象経費以外に使用したとき。

(補助金の返還)

第 1 2 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて取り消した補助金の返還を命じることができる。

(状況報告)

第 1 3 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者から補助対象事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年告示第 2 9 号)

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 4 1 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大鰐町地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定は、令和 3 年度以降の年度分の補助金から適用し、令和 2 年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

活動頻度		補助金上限額
週 1 回以上	延べ活動回数を活動月数で除して得た値が 3.5 を超える	10 万円
月 3 回	延べ活動回数を活動月数で除して得た値が 2.5 を超え 3.5 以内	8 万円
月 2 回	延べ活動回数を活動月数で除して得た値が 2 以上 2.5 以内	6 万円

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	対象経費内訳
報償費	謝礼金
需用費	消耗品費 (単価が 1 万円以下のもの)、燃料費、印刷製本費、電気料、ガス料、水道料、修繕料 (備品等の 1 件 10 万円以下の修繕)
役務費	電話料、郵便料、広告料、手数料、保険料
使用料及び賃借料	コピー使用料、会場借上料、事務用機器賃借料、OA 機器賃借料、介護予防のための機械器具賃借料
備品購入費 (単価が 1 万円を超えるもの)	事務用機器購入費、OA 機器購入費、介護予防のための機械器具購入費 (1 点 10 万円以下の備品)